

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

規則	ページ
○秋田県総合食品研究所条例施行規則の一部を改正する規則 (一・試験研究推進課).....	1
○秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (一・試験研究推進課).....	1
○秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則 (一・試験研究推進課).....	1
○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(一 四・医務薬事課).....	1
○秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則 の一部を改正する規則(一五・県民文化生活課).....	2
○家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長 に委任する規則の一部を改正する規則(一六・農畜産振興 課).....	2
○秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部を改正する 規則(一七・農地整備課).....	2
○森林組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証 明書の携帯等に関する規則(一八・森林整備課).....	3
○秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規 則の一部を改正する規則(一九・商工業振興課).....	3
○秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(二 〇・都市計画課).....	5
○秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(二一 ・港湾空港課).....	5

## 規 則

秋田県総合食品研究所条例施行規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。  
平成十九年三月三十日

### 秋田県規則第十一号

秋田県知事 寺田 典城

秋田県総合食品研究所条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県総合食品研究所条例施行規則(平成十七年秋田県規則第二  
十号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「ところにより、」を「様式による」に改め、  
同条第二項中「申請書に」の下に「別に定める様式による」を加  
える。  
第五条中「ところにより、その旨を」を「様式による届出書」  
に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。  
別表分離用超遠心機の項の次に次のように加える。

超伝導核磁気共鳴装置

二、〇五〇円

別表混合ガス透過率測定装置の項の次に次のように加える。

高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計

一、三五〇円

### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田 典城

### 秋田県規則第十二号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規  
則

秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規  
則第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「ところにより、」を「様式による」に改め、  
同条第二項中「申請書に」の下に「別に定める様式による」を加  
える。

第六条中「ところにより、」を「様式による」に改める。  
別表超高倍率三次元複合顕微鏡の項の次に次のように加える。

I C P 質量分析装置

一、六〇〇円

別表ワイヤーカットNC放電加工機の項を次のように改める。

X線CT画像処理装置

一、四五〇円

別表人間動作感覚解析システムの項を削る。

### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田 典城

### 秋田県規則第十三号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県高度技術研究所条例施行規則(平成四年秋田県規則第四  
十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「ところにより、」を「様式による」に改め、  
同条第二項中「申請書に」の下に「別に定める様式による」を加  
える。

第六条中「ところにより、」を「様式による」に改める。  
別表走査型磁気・光効果測定装置の項、カー効果測定装置の項  
及びウェーハ微細加工システムの項を削り、同表反応性イオンミ  
リング装置の項の次に次のように加える。

ナノインプリント装置

二、二〇〇円

別表X線マイクロアナライザの項を削る。

### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田 典城

### 秋田県規則第十四号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則  
保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十年秋田県規則第五十  
一号)の一部を次のように改正する。  
第二条の見出しを「(准看護師の再免許の交付の申請等)」に  
改め、同条第一項中「第十四条第五項」を「第十四条第三項」  
に、「よつて」を「より」に改め、「の再免許」の下に「の交  
付」を加え、「准看護師再免許申請書に関係書類」を「別に定め  
る様式による申請書に施行規則第二条第二項各号に掲げる書類」  
に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に、「返納する場合  
には、准看護師免許証返納書」を「返納しようとする者は、別に

定める様式による返納書を添えて、これに改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定により」に、「受けよう」を「申請しよう」に、「准看護師試験合格証明書交付申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。  
 第三条を次のように改める。  
 (書類等の様式)

**第三条** 法第十二条第五項に規定する准看護師免許証の様式は、別記様式のとおりとする。

2 次に掲げる申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

- 一 令第三条第二項の規定による准看護師籍の訂正及び令第六条第二項の規定による准看護師免許証の書換え交付の申請
- 二 令第四条第二項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請
- 三 令第五条第一項の規定による死亡又は失踪の宣告を受けたことによる准看護師籍の登録の抹消の申請
- 四 令第七条第二項の規定による准看護師免許証の再交付の申請

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第3条第2項)」に改め、「第 号」を削り、「よつて」を「つて」に改め、

秋田県知事 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

本免許は、年 月 日第 号をもって准看護師籍に登録した。

に改め、様式第二号から様式第九号までを削り、様式第一号を別記様式とする。

**附 則**

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定(「第十四条第五項」を「第十四条第三項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県規則第十五号**

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年秋田県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「様式第六号」を「様式第三号」に改め、同条を第九条とする。

**第七 条 を 削 る。**

第六条第一項第一号から第三号までの規定中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「様式第二号」を「別に定める様式」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項中「あつた」を「あつた」に、「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条第五項中「変更の場合にあつては様式第四号による届出書によつて、廃止の場合にあつては様式第五号」を「別に定める様式」に、「よつてしなければ」を「よつてしなければ」に改め、同条第六項中「場合に」の下に「ついで」を加え、同条第七項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第八項中「よつて」を「よつて」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「次」の下に「の各号」を加え、同条を第七条とする。

第四条の見出しを「(有害興行の指定に関する揭示)」に改め、同条中「よつて」を「よつて」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

**第六 条** 条例第九条第五項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることが容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによつて外部から容易に見通すことができなない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。
- 二 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第九条第一項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。
- 三 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をするることによつて当該有害図書類に掲載されている条例第九条第一項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見

ることができないようにすること。  
 第三条第一項中「次」の下に「の各号」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
 (自主規制に係る図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

**第三 条** 条例第七条第二項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによつて外部から容易に見通すことができなない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。
- 二 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第七条第一項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

様式第一号中「第四条」を「第五条」に改める。  
 様式第二号を削る。

様式第三号中「第6条」を「第8条」に、「つて」を「つて」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第四号及び様式第五号を削る。

様式第六号中「第8条」を「第9条」に改め、同様式裏中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を様式第三号とする。

**附 則**

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の次に一条を加える改正規定及び第五条の次に一条を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県規則第十六号**

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則(昭和三十五年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。  
 第二条を次のように改める。  
 (事務の委任)

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県規則第十七号**

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則

**第二条** 知事の権限に属する別表に定める事務（次条及び第四条において「委任事務」という。）を所長に委任する。

第三条中「委任事項」を「委任事務」に、「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（知事の権限行使）

**第三条** 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、委任事務について、直接その権限を行使することがある。

別表家畜伝染病予防法に関する事項の項中「家畜伝染病予防法」の下に「（昭和二十六年法律第百六十六号）」を加え、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十九号までを三号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県規則第十七号**

秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部を改正する規則

規則

秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則（昭和五十二年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「確保すべき」の下に「調整池の」を、「以下」の下に「この条において」を加え、「それぞれ」を削り、「当該基準日」を「当該日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事がかんがい用水等の供給に支障がないと認めるときは、この限りでない。

第十二条中「秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所長」を「秋田地域振興局農林部八郎潟基幹施設管理事務所長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

森林組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県規則第十八号**

森林組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則

森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百十一条第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式 身分証明書

(表面)

6センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、森林組合法第111条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

8センチメートル

(裏面)

森林組合法抜粋

(業務又は会計状況の検査)

第111条 組合員又は会員が総組合員又は総会員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第101条第1項第13号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により組合（生産森林組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 略

森林組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則抜粋

森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十九号

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則(昭和五十八年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「一・八パーセント」を「二・〇パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則第四条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十号

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立都市公園条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により別」を「この規則」に改め、同項を同条とし、同条を第二十一条とする。

第十五条中「第十一条」を「第十六条」に改め、同条を第二十条とする。  
第十四条中「第六条」を「第十条」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条の見出し中「有料公園施設の利用」を「使用」に改め、同条第一項中「第五条の四」を「第九条」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二」に、「ところにより、」を「様式による」に改め、同条第二項中「第五条の四第一項」を「第九条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、

「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に、「第五条の三」を「第八条」に、「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項、第五条の二第二項」を「第六条第二項、第七条第二項」に、「第五条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十七条とする。  
第十一条中「条例」を「法、条例」に改め、同条を第十六条とする。  
第十条中「ところにより、」を「様式による」に改め、同条を第十五条とする。  
第九条中「以下」の下に「この条において」を加え、「よつて」を「よつて」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(届出)

第十四条 条例第十三条の規定による届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

第八条を第十二条とする。  
第七条中「以下」を「次条及び第十三条において」に改め、同条を第十一条とする。  
第六条中「第五条の二第二項」を「第五条の二」に、「有料公園施設」を「公園施設」に改め、同条第一号中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第十条とする。

第五条の四の見出しを「(使用の許可の申請等)」に改め、同条第一項中「第五条の二第二項」を「第五条の二」に、「ところにより、」を「様式による」に改め、同条第二項中「の者は、」を「に規定する場合において、当該許可を受けようとする者が」に、「場合にあつては」を「ときは」に改め、同条第三項中「有料公園施設(条例第五条の二第二項の許可を要するものに限る。）」の利用」を「第一項に規定する場合において、当該申請に係る使用」に、「同項」を「条例第五条の二」に改め、同条を第九条とし、第五条の三を第八条とし、第五条の二を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の見出しを「(法第五条第一項の許可等の更新)」に改め、同条中「都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）」を「法」に、「許可期間満了」を「当該許可の有効期間の満了」に、「公園施設を設置し、若しくは管理し、又は都市公園を占有しよう」を「これらの規定に規定する行為をしよう」に改め、「までに」の下に「別に定める様式による」を加え、「規定による」を削り、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「(条例第四条第二項の申請書の添付書類及

び添付図面等)」に改め、同条中「及び条例」を「の規則で定める書類及び図面並びに条例」に、「添付書類及び図面」を「書類」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
(条例第四条第二項の申請書等の様式)

第三条 次に掲げる申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

- 一 条例第四条第二項の申請書
  - 二 条例第四条第三項の申請書
  - 三 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)第五条第一項の申請書
  - 四 法第六条第二項の申請書
  - 五 法第六条第三項の申請書
- 別表第一中「許可申請書」を「申請書」に、「図面(第三条、第五条の四)」を「添付図面(第四条、第九条)」に改める。  
別表第二中「第五条、第五条の二」を「第六条、第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第二号中「使用航空機」を「使用しようとする航空機」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 使用の日時  
四 使用の目的

第二条第二項中「空港施設使用(使用変更)届出書」を「別に定める様式による届出書」に改め、同条第三項中「空港施設使用報告書」を「別に定める様式による報告書」に改める。

第三条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第一項中「空港施設使用許可申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第四条第一項中「工作物設置等許可(変更許可)申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項中「戸籍抄本又は登記事項証明書、実測図その他知事が必要と認める」を



「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 個人にあつては戸籍抄本、法人にあつては登記事項証明書
- 二 実測図
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第五条第一項中「構内営業許可申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

- 一 個人にあつては戸籍抄本、法人にあつては登記事項証明書

第六条の見出し中「納付時期」を「納付の時期」に改め、同条中「着陸料等納付時期特例承認申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第八条中「着陸料等にあつては着陸料等減免申請書を、土地使用料にあつては土地使用料減免申請書」を「別に定める様式による申請書」に改める。

附則第三項及び第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 ( 税 込 )

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄